

## | 駐車違反はやめましょう

違法駐車は短時間でも取締りの対象となります。

レンタカー貸渡約款の規定により、駐車違反の取締りを受けた運転者の方には、下記のご対応をお願いいたします。

### ■ご利用期間中に放置車両の確認標章が添付された場合

- 1.確認標章に記載されている警察署に出頭してください。
- 2.放置駐車違反の所定の手続きと反則金のお支払いを完了させてください。  
(警察で受け取った書類・反則金の領収書を必ずお持ちください。)

- 3.レンタカーのご返却は違反処理後をお願いします。

返却の際に「警察で受け取った書類」「領収書」などをご提示ください。

万一、レンタカーのご返却時に「警察署で受け取った書類」「領収書等」の確認が行えない場合には下記の駐車違反金をお支払いいただきます。

普通車：25,000円 / 中・大型車：30,000円

※後日反則金を納付し、「交通違反告知書」及び「納付書・領収書等」をご提示いただければ、違約金を返金いたします。

※反則金納付の確認が取れない場合及び違約金のお支払いをいただけない場合は警察・公安委員会に報告すると共に、今後、当社レンタカー全店でのご利用をお断りすることもございますので、ご了承下さい。